

## 墨田区告示第511号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、八広はなみずき児童館の指定管理者を次のとおり指定したので、墨田区児童館条例（昭和46年墨田区条例第20号）第23条の規定により公告する。

令和7年12月17日

墨田区長 山本 亨

施設の名称	指定管理者	指定の期間
八広はなみずき児童館	東京都豊島区東池袋一丁目44番3号池袋ISPタマビル 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 代表理事 藤田 徹	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで